

岡崎市地域福祉活動支援事業補助金交付要領

(通則)

第 1 条 岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 4 条に規定する地域福祉推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）は、地域福祉の向上を図るため、市内小学校の学区単位又は地区単位で設置する学区（地区）福祉委員会（以下「学区福祉委員会」という。）が行う地域福祉活動に要する経費に対して岡崎市社会福祉協議会が補助する経費に対し、予算の範囲内において岡崎市社会福祉協議会に交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象)

第 2 条 交付の対象とする地域福祉推進事業は次に掲げる活動とし、この活動に必要な経費について補助金を交付する。

- (1) 学区福祉委員会が行う地域福祉活動に要する経費に対して岡崎市社会福祉協議会が補助する事業
- (2) 岡崎市社会福祉協議会が行う学区福祉委員会の広報活動
- (3) その他特に必要と市長が認める活動事業

(補助金の額)

第 3 条 前条に定める補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条第 1 号に定める補助金の額は、1 学区福祉委員会につき 200,000円を限度額とし、学区福祉委員会設置数を乗じて得た額とする。
- (2) 前条第 2 号に定める補助金の額は、ホームページサーバーの設置及び保守管理に要する経費の 2 分の 1 以内の額とする。
- (3) 前条第 3 号に定める補助金の額は市長が必要と認める額とする。

(申請手続)

第 4 条 要綱第 6 条の規定による申請には、市費補助金等交付申請書に収支予算書及び事業計画書（岡崎市社会福祉協議会及び学区福祉委員会によるもの。）を添付し、提出するものとする。

- 2 申請時に学区福祉委員会について収支予算書及び事業計画書が添付できないときは、申請後速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第5条 要綱第9条第1項の規定による実績報告には、市費補助事業等実績報告書に収支決算書及び事業報告書(岡崎市社会福祉協議会及び学区福祉委員会によるもの。)を添付し、提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。